

**令和3年第6回壬生町議会定例会
閉会中の継続調査報告書
(建設経済常任委員会)**

建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、令和3年10月21日「壬生町圃場整備事業の現状」について閉会中の継続調査をおこないました。

まず、壬生町土地改良区事務所内において、担当課から資料に沿って説明を受けました。

圃場整備事業とは、水田や畑の区画整理で、土地改良事業の一つであり、農地の区画形状の変更や排水改良、道路や水路の整備のほか、土地の権利を確定し、道路、河川、農業用施設等の用地を創設すること。また、農業の集団化を図り、地域の中心となる農業者に農地を集積し、農作業を連続的におこなえるよう集約化を図ることが目的としてあげられます。

事業効果としては、大型機械の導入、経営面積の拡大などが可能となり、その結果として、作業時間の短縮や生産量の増加による収益増加、食料自給率の向上、相続トラブルの防止等が見込まれます。

農業構造の変化については、従事者の高齢化（全国平均年齢67歳）が進み、町全体の世帯数は増加していますが、農家世帯率は減少している状況です。

水田整備率においては、壬生町は平成29年度末までは県内最下位クラス（25市町中24位）となっていたのですが、平成30年度から下稲葉地区の圃場整備が開始されたことにより、整備率が県内順位20位まで上昇しました。特に大区画率（50a以上）は、25位から13位へ急上昇しました。

今後の構想については、農業生産基盤の整備が不可欠である中、目指す方向として、成長産業としての農業の本質的な対応に加え、みんなが集まるにぎわいのあるまちづくりに向けて、壬生町総合振興計画をはじめとする各種プランや施策との融合を図り、効果的な土地利用を実現しうる圃場整備事業を立案し、計画的に推進していきたいとの説明を受けました。

説明の後、質疑応答をおこないました。

委員からの「圃場整備事業概要は理解しました。下稲葉地区の住宅地の開発についての考えはいかがか。」という質問に対し、

「下稲葉地区圃場整備事業では、用地の創設、用地の提供までをおこないます。

その後の開発については、起業者がおこなうこととなっています。起業者とは、事業を始める前から協定を結び、誰がこの土地を買い求めて、どういう目的で使用するかというのを計画に位置付けています。この場合は、壬生町ということになっています。」との説明を受けました。

また、委員から「換地された方からさまざまな要望があると思います。どのような意見や要望があったかお伺いしたい。」という質問に対し、

「事例として、圃場整備事業が完了した後、農業を辞めなければならないと心配される方がいます。土地を集約し、やる気のある農業者、担い手に集めるということは、土地をわたしたち農家が一生提供していくことになるのかということが一番大きい課題となっています。丁寧にご説明させていただき、今ではそこに課題を残すようなこともなく進められています。

また、換地については、元々先祖から譲り受け継いできた土地なので、出来るだけ現地にそのまま土地を残したいというご意見も多くあります。圃場整備により、地域が一変し、点在している農地をまとめた方が後々財産として残せる利点もご説明させていただきます。近年では誤解を与えることなくご理解をいただいています。」との説明を受けました。

その後、下稻葉地区の整備済の現場及び本年度以降の施工予定箇所の見学をおこないました。

以上で建設経済常任委員会の閉会中の調査報告となります。

令和3年11月30日

建設経済常任委員会委員長 遠藤 恭子